

医療法人が行うことができる業務及び病院内で行うことができる業務について

1. 医療法人が行うことができる業務

○医療法人は、医業（病院、診療所又は介護老人保健施設の運営）のほか、医療法第42条各号に掲げる保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務を行うことができる。

○例えば同条第6号の「保健衛生に関する業務」については介護保険法にいう介護予防サービス事業や高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置を行うことができる。

※特別養護老人ホームの設置は、老人福祉法上、不可。

○また、社会医療法人の認定を受けた医療法人は、収益業務を行うことができるため、その中で賃貸業を行うことが可能。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（中略）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 （略）

八 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

第四十二条の二 （中略）「社会医療法人」は、（中略）厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一～七 （略）

2・3 （略）

【医療法人の附帯業務について（平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知別表）において示されている医療法人が運営可能な業務例】

[医療法第42条]

[第6号]保健衛生に関する業務

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成23年法律第32号。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。

2. 病院内で行うことができる業務

○病院において行うことができる業務は、医療法第1条の5第1項に規定する目的の範囲内に限定されていることから、病院としての許可を受けた部分に、原則として社会福祉施設等を設置することは不可。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（略）

2 （略）

厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成十九年厚生労働省告示第九十二号）

（収益業務の種類）

第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

一～七 （略）

八 不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く。）

九～十三 （略）

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

（施設の設置）

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 （略）

3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

5・6 （略）